

Title	堀江帰一著 世界の経済は如何に動くか
Sub Title	
Author	三邊, 金蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.2 (1922. 2) ,p.280(130)- 285(135)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220201-0130">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220201-0130</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

### 新刊紹介

堀江歸一著 世界の經濟は如何に動くか

四六版三五八頁

定價 金 貳圓

岩波書店發行

本書は堀江教授が世界の經濟は如何に動くかといふ歐洲戰爭勃發以來今日に至るまで常に思を潜められつゝある問題に就て其高見の一端を披瀝せられたものであつて、其内容は教授自ら「第一章から第四章に至る諸問題は所謂經濟立國に關するものであつて、私は我國民に如何にしたならば、國全體としての生活を豊富にするを得るか」と云ふことを示さうと試みた。第五章から第八章は歐洲戰爭の爲めに交戦諸國の民生が如何に慘憺たる状態に居るのであるか、之を説く。第九章は如何に苦慮して居るかの事實を別

云はんよりは寧ろ後者に依屬すと云ふ關係となる可しと結論する其一方に於て、斯く日増しに重要を加へ来る都會に於ては、人口の密集より衛生上に道德上に將た又た團體的生活上に幾多の難問の生じ来る可きは、既往の經驗に徴して毛頭も疑ふ可からずとして我國には之に對する都市政策なるもの果して在りや否や吾人共に覺醒せざる可からずとなし、第四章に於ては同じく工業立國の主張を承けて我國の如き工業原料に乏しき國柄に於て此主義を一貫せんとならば勢ひ他國に之が供給仰がざる可からざる道理なるが、歐洲戰爭の結果として歐米諸國に原料品保留熱の頗る旺盛となり來りつゝある今日の形勢に於ては從來の如く自由に之を受け得可しとは想像す可からずとなして英米兩國に行はれつゝある原料保留論の大體を其行はるゝ理由と其が實現せらるゝとせば如何なる手段に依りて實際に行はれんとするかを説き、之が對策として提唱せらるる日支經濟同盟を詳細に批評し、從

にするに勉めたのであつて、又第九、第十の兩章に於ては戰爭や思想の變動に依つて、内外の勞働問題が如何なる趣を示し來つたかを論じ、一方に之を解決する準備の我國に缺けて居ることを述べた次第である」と巻頭に言明せらるゝ所に依つて略ぼ其一斑を察知し得るのであるが今各章の結構を述ぶることに依りて稍之を詳細ならしめんならば、教授は先づ第一章に於て國際經濟の概觀を説き國際經濟が今日如何なる方向に向ひ、如何なる状態の下に動きつゝあるかを明かにしたる後に於て、第二章を工業中心主義の經濟と題し、農業立國、商業立國、及工業立國の利弊長短を比較論述し、我國今後の方針は工業立國を措いて他に途なかる可きを論斷し、第三章は以上の議論を承けて、工業立國を以て國是となしたりとせば田園生活は爲めに如何なる影響を受く可きやを問題とし、商工業の發達に伴つて都市發達すれば農業は主穀農より園藝農に移り、田園は都會と互に相對立すと

來の如き淺薄なる對支政策を以てしては其事の到底行はる可からざるを喝破し、之に合せて大正十年六月八日の東京日々新聞に掲載せられたる高橋是清氏の對支意見書を非常識なる經濟論なりとして之を嗤ひ、最後に日支間の經濟關係を密接ならしめんには先決問題として國として日本は支那に對する態度を一變して、心の奥底より友邦を以て之を待つゝの覺悟を必要とし、個人としては支那在留の邦人が支那人に對する其態度を改め、日本内地に在りては一般日本人が支那人殊に支那留學生に對する態度を一新するの要ありと主張し之を一般世人の誠意に訴へて其論を了つて居られる

次に第二部の序論とも云ふ可き第五章に於ては歐洲戰爭の財政的負擔と題して歐米交戦諸國が如何にして今次の戰爭に對する費用を辨したるやを英米獨佛伊埃の諸國に就て叙述し是等諸國に於ける財政難の狀況を明かにして其民生の如何に重き負擔下に壓せられつゝあるかを彷彿

せしめ、之を軽減する一策として一方に於て軍備縮小の眞面目に攻究する可き性質のものなるを思ひ、他方に於て資本徵課金制度の提唱を無理ならずとして之が顛末を簡短に述べ斯くて第六章に入りては歐洲戦争開始以來數次に行はれたる英國の所得税法改正を叙述し、千九百十九年四月コルウオン郷を委員長とし二十三名の専門家を委員とする所得税法改正委員會が翌二十年までに公にせる報告書の大要を収録し斯くて英國の戦時中に漸次過重となりたる所得税を苛斂誅求の譏を避けんと努めつゝも猶ほ所得税に依る収入に依りて戦後の財政に資せんとしつゝある状況を明らかにし、飛んで第八章に於ては歐洲戦時中英國が有價證券動員に依りて自國に不利となりたる爲替相場を救ひたる事實を詳述し、斯くて從來私人の自由に委せられたる海外放資は今後恐らくは國家に依りて國民經濟全體の利益の爲めに多少共に指導左右せらる可き傾向を醸成したりとなすも自ら道理ありとなさ

る可からずとなし而して國家が此目的の爲めに海外放資に伸縮性を具備せしめんには如何なる要件を必要とするかを審にして吾人今後の參考に供し、第七章に於ては聯合國の獨逸に要求しつゝある償金問題を捉へ來りて、前者が後者に千三百二十億馬克なる巨大なる償金を課し、内百二十億馬克は千九百二十年五月約定成立の際に、三百八十億馬克は同年十一月に、殘餘の八百二十億馬克は獨逸の支拂能力に應じて適宜五分利付公債を發行して償金を支拂はしむることゝなしたるは最初の提案たりし年々五十幾億馬克と云ふ巨額の金貨を四十二ヶ年に亘りて支拂ふ可き義務に比較すれば餘程獨逸の負擔を軽減せしめたるかの如くなれども、五百億馬克に對する五分の利息は二十五億馬克にして、千三百二十億馬克に對するそれは六十六億馬克なるを思は、前後の提案の間に果して如何許りの差違ありや疑なき能はず而かも聯合諸國に於て戦前の如く獨逸の商品を自由に輸入せしむるものな

らば或は其可能性ありとせんも、然かも聯合國は獨逸品の競争を恐るゝの餘り獨逸よりの輸出品には輸出税を課せしめ、戦時中に自國內に勃興せる企業に對しては保護の手を如へんとする其一方に於て、獨逸はアルサス、ロオレエンを失ひ海外殖民地を失ひて工業原料品の供給地を自己の領域内に得る機会を喪失したれば工業原料品は全く他國に之を仰がざるを得ず、然かも原料品保留熱の高き聯合國に於て果して獨逸に之を供給す可きことを肯す可きや否や之れ又た疑なき能はず而して既に之等の諸點に於て疑ありとすれば、獨逸は如何に焦慮しても、又幾年を経過しても資金決済に必要な財源を調達するに不可能である。而して斯く輸出超過に依つて獨逸が償金を決済する見込がない、償金支拂の爲めに發行された公債の元利息を決済する實力に缺くるものあると云ふ状態に爲つたならば、結局獨逸は其所有する國有財産を償金受領の權利を有する國若くは償金に對して發行せられた

公債を所有する國に交付して債務不履行の責に當らざるを得ないことに爲ると思はれる、即ち「諸國は償金の賦課を利用して、獨逸の國力に根本的破壊を試みやうとするものであらう。」「果して然らば講和條約は一つの戦争を終つたとしても、更に他の闘争が誘致される譯であつて、是れ位の講和條約なり國際聯盟なりの精神に違背したことは他に其類を求められないのである」と論斷せられ、最後に我國に於ては「幾億馬克でも無いよりも、有る方が宜しいと云ふ商賣人根性が到る所に行はれて居るかも知れないが、私は日本人としては斯る卑しい考を去つて、一つ敗殘の獨逸國民を助ける爲めに償金に關する權利を放棄すると云ふ正義論を高唱して見たいと思ふ」と述べて居らるゝ、さて第三部に屬すと謂はゞ謂ふ可き第九章に於ては教授は英國炭坑罷業を通して英國に於ける勞働運動の趨勢を見んとせられたるかの如くにして、炭坑夫が賃銀の全國劃一制を要求せる

が如きは、労働黨が社會改造計畫の四條項の一つとなせる國民的最少限度を一般に勵行せんとする趣旨に基くものにして而して斯の如き劃一制は全國の炭坑が國家の手に依りて統一せられたる場合に實行せられ得可きものなれば、其は又やがて國有論の片鱗たるものなりとせられ、随つて此根本問題の解決せられざる限り労働不安は何時まで其跡を留めるであらうとなされて居る其一方に於て、教授は又た三角同盟の破綻は労働組合をして聯合政策を捨て、大組合政策に向はしむるであらう、而して其は産業別組合の形に於て行はる可きか、若し果して然らんならば其は今回の炭坑罷業に於て初めて現はれたる直接行動式の行動と共に吾人の深く注意す可きとなりてせられて居る。次に第十章に於ては我國に於ける労働運動を詳細に觀察して、政府當局が日和見主義に墮して労働組合法を出入せしめ居る間に實際の運動は團結權の要求より團體交渉權の要求に進み、工場委員會制度の要

求に推移しつゝある事實を擧げて其猛省を促し議會政策の信者たる立場より(第一)労働組合を公認すること、(第二)組合に補助金を與へて組合と共に失業問題の解決に従事す可きこと、(第三)労働保險法を施き、最低賃銀法を制定し、且つ工場法の完備を圖ること、(第四)治安警察法を撤廢すること(第五)社會政策の意義を廣く解して大に資本主義の跋扈を抑制すること、(第六)仲裁々判の制を設くること等を奨めて居る、即何れも有益なる文字であるが併し「世界の經濟は如何に動くか」と云ふ題名をさながらに解する讀者の見地よりすれば未だ何となく缺けたる所あるが如く感ぜらるゝなる可し。然も此は教授の自ら覺知せらるゝ所にして、其次第は卷頭の題言に「通貨なり金融なりの方面に於て、世界の經濟が如何に動きつゝあるかの問題に就ても卑見を世間に公にしたいと考て居る」と言はるゝ所に徴して明かであらうと思ふ。然れば吾人は此書に於て以上の諸問題は續卷及續

々卷に於て再び教授の高見に接せんことを希望して置かんと欲する。

(三) 邊 金 藏

上田貞次郎著 「社會改造と企業」

下出書店刊行  
定價壹圓六拾錢

所謂改造問題の喧しく論ぜらるゝやうになつたこの三四年來、一般社會科學上の議論に、從て經濟學上の議論には、甚しく疾呼絶叫的、高談放論的若しくは咏嘆抒情的趣味が侵入し來つて、それ丈け實質緻密なる専門的研究は排除せられ、經濟上の述作は惡るゝ意味に於て著しく素人的 dilettantisch となつた。私は此新風潮に専門學究の視野を擴大する利益の伴つた事を決して否認するものではないけれども、併し今吾々は最早その利益よりも弊害に苦しんで居る。動々もすれば修辭を以て論理を補ひ、感想を以て歸納に代へようとする一種の風潮は最早

改められても好い時が來て居る。吾々の——少くも評者の——今切に求めて居るのは、最早悲歌慷慨でも、感傷述懐でもなくて、社會改造の可能性とその方法方向に關する専門學者の現實的研究である。標題に掲げた上田博士の新著は四六版(五百字詰)百七十二頁の小冊に過ぎないが、右の意味に於て評者を益したことは、近頃讀んだ他の如何なる書籍にも下るものではない。本書勿論如何なる意味に於ても大著述を以て評すべきものではない。分量に於ては上記の如く短小であるし、又博引旁證を以て好著の第一資格とすれば、本書は獨逸大學私講師の H. H. Hiltensarpeit には勿論及ばない。本書の特長は固より是等の點に求めることは出來ないのである。

著者の態度は一言を以て評すれば無偏執無成心(vorurteillos)と謂ふべきであらう。彼れは決して如何なる意見學說をも無吟味に承認し、若しくは無吟味に排斥することをしない。同時に